

適切で安全な捕獲のために

法律で見るアライグマ

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

アライグマは特定外来生物に指定され、原則として飼養、運搬、譲渡、輸入等の行為が禁止されています。特に、野外へ放つことは重い罪になります。

大阪府ではアライグマ防除実施計画(*)を策定し、大阪市を除く全域における防除の実施について確認を受けており、大阪市以外の各市町村窓口で捕獲者台帳への登録手続きを行うことで、本法に基づく捕獲が可能となります。

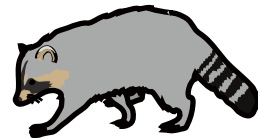
*第3期大阪府アライグマ防除実施計画(防除期間:平成28年4月1日~33年3月31日)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

アライグマは狩猟鳥獣に指定され、狩猟により捕獲することが可能です。また、府内各市町村窓口で許可を受けることで、本法に基づく捕獲が可能となります。なお、許可には一定の要件があります。

動物の愛護及び管理に関する法律

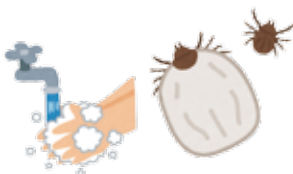
飼養されているアライグマを虐待したり、遺棄することは禁じられています。



捕獲した動物の取扱い

- アライグマ以外の動物が捕まった場合は速やかに放してください。
- 捕獲したアライグマを飼育したり、他所へ持って行って放すことは法律で禁じられています。
- 動物の入ったわなを扱う際は、ケガ防止のため皮手袋をしてください。
- わなの扉部分は衝撃で開くことがあるので、捕獲後は針金や棒等を用いて固定してください。また、アライグマがわなを壊して逃げないように注意してください。
- 捕獲したアライグマを一時保管する場合は暗くて静かな場所に置く等して、むやみに刺激しないようにしましょう。
- その他、許可や登録をうけた市町村の指示に従ってください。

動物由来感染症防止のための注意点



- マダニを介して伝染する感染症があります。野山や草地などマダニが生息しているような場所に立ち入る際は、長袖長ズボンを着用し、マダニ忌避効果のある虫よけ剤を使用しましょう。
- 野生動物は様々な病原体を持っている可能性があるため、野生動物の体や糞等を素手で触らないよう注意してください。捕獲等の作業後は手洗い消毒をし、使用した作業着は洗濯しましょう。

餌付けは絶対にやめましょう



- アライグマは見かけによらず、気性の荒い野生動物です。ケガ防止の観点からも、餌を与えたり触ろうとすることは絶対にやめてください。
- また、くず野菜や成りっぱなしの果実、生ごみやペットの餌の放置は餌付けと同じです。注意してこれらを無くしましょう。


終わりに

アライグマ問題は、アライグマの性質・飼育方法を知らずに安易にペットにしたり、飼いきれないからといって捨ててしまった人間の身勝手引き起こしたものです。被害を受けた方々と同様、日本に連れてこられたアライグマたちもまた、被害者と言えます。

今、アライグマを含む外来種の野生化による問題が多発しています。飼い主には、飼育する動物に関する正しい知識とモラルが求められています。今後同じようなあやまちをくり返さないよう、この問題から多くのことを学んでいく必要があります。

アライグマ被害対策の手引き【改訂版】 知って防ごう アライグマの被害

編集：  地方独立行政法人 大阪府立 環境農林水産総合研究所
Research Institute of Environment, Agriculture and Fisheries, Osaka Prefecture

発行：  大阪府 環境農林水産部動物愛護畜産課
〒559-8555大阪府住之江区南港北1-14-16咲洲コスモタワー23階
TEL 06 (6210) 9619 / ファックス 06 (6613) 6276
ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/yaseidoubutu/>

問い合わせ先 【市町村担当課】